

諸報告資料

(令和2年門真市教育委員会第2回定例会)

門真市教育委員会

門真市公立園最適化基本方針（素案）に係る パブリックコメントの実施について

1. 案件名

門真市公立園最適化基本方針（素案）

2. 提出資格

- (1) 市の区域内に住所を有する人
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する人
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるほか、パブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有する人

3. 意見の提出方法

様式は自由。案件名、住所、氏名、連絡先を記入し、市内公共施設等に設置する意見箱に投函するか、こども部こども政策課に郵送、ファックス、メール、又は持参により提出。

※必要事項の記載がない意見や上記の提出方法以外での意見提出は受付不可

4. 閲覧・募集期間

令和2(2020)年2月11日(火)～令和2(2020)年3月1日(日)

※郵送の場合は当日消印有効

5. 計画案及び意見提出箱の設置場所

こども政策課、市情報コーナー（市役所別館1階）、市役所本館1階入口、南部市民センター、市民プラザ、公民館、文化会館、図書館本館、女性サポートステーション WESS、こども発達支援センター、公立認定こども園・幼稚園・保育所、地域子育て支援拠点（ひよこる～む、なかよし広場）

※門真市ホームページ及び門真市子育て応援ポータルサイトすくすくひよこナビにも掲載します

6. 意見提出・問合せ先

〒571-8585 門真市役所 こども政策課

電話番号 06-6902-6095（直通）

F A X 06-6902-0656

メール chi01@city.kadoma.osaka.jp

門真市公立園最適化基本方針（素案）

令和 年 月
門 真 市

目 次

本方針の策定にあたって	1
第1章 門真市の現状	
（1）出生数及び就学前児童人口の推移	2
（2）市内就学前教育・保育施設利用者数の推移	3
（3）就学前教育・保育施設の整備状況と待機児童数	4
（4）障がいのある子どもや配慮が必要な子どもの受入状況	6
（5）公立園の現状	7
第2章 公立園最適化の必要性	
（1）就学前児童人口の減少	7
（2）就学前教育施設の利用者数の減少	8
（3）施設の老朽化と厳しい財政状況	9
（4）教育・保育へのニーズや公立園の役割の変化	9
第3章 基本方針	
（1）公立園を南北に分かれた教育・保育提供区域に各1園へと再編	10
（2）市全体の教育・保育の質の向上を図るため、職員の専門的資質等を育成	13
（3）子育て世帯の負担軽減を図る地域子育て支援を実施	13
（4）市全体で障がいのある子ども等をより受け入れやすい体制を構築	13
（5）市内各施設の交流を促進	14
むすびに	14
参考資料	
市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所の位置図	

本方針の策定にあたって

近年、少子化の進行による子どもの数の減少、女性の社会進出、就労形態の多様化、核家族化の進行など、子どもを取り巻く環境の変化により教育・保育へのニーズは多様化しています。

そのような中、平成27年4月、国において「子ども・子育て支援新制度」が整備され、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上が進められてきました。

それに伴い、本市においても「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前教育・保育施設の整備を進め、平成31年4月時点では待機児童の解消に至ったほか、公立・私立園関係者等の協力により「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を策定、門真市保健福祉センター内へ地域子育て支援拠点である「地域子育て支援センター ひよこる〜む」を開設するなど、子育てをしやすいまちとするための取組を進めてきました。

一方で、公立園の状況に目を向けると砂子みなみこども園を除く公立園においては園舎の老朽化が進んでおり、その中でも、浜町保育園においては施設の状態により耐震工事ができず、仮設園舎で保育を行うことを余儀なくされています。

また、大和田幼稚園においては、在園児が定員数を大幅に下回っており、さらに減少が続くと、相手の思いをくみ取ろうとする力や多様な人間関係を築くためのコミュニケーション能力など、多くの子ども達が触れ合う中で育まれる力を育成するうえで望ましいとされる規模の維持が難しくなります。

さらには、本市の就学前児童人口が減少し続けており、今後も減少傾向が続くと推計されていることから、将来を見据えた公立園の配置やあり方を検討し、今後の方針を示す運びとなりました。

本方針の策定にあたっては、様々な立場からの意見を反映させるため、門真市公立園最適化検討委員会に対し令和元年6月に諮問を行い、同年12月に答申を受けました。

当該答申の趣旨等を踏まえ、ここに、今後の公立園のあり方を示した「門真市公立園最適化基本方針」を策定します。

第1章 門真市の現状

(1) 出生数及び就学前児童人口の推移

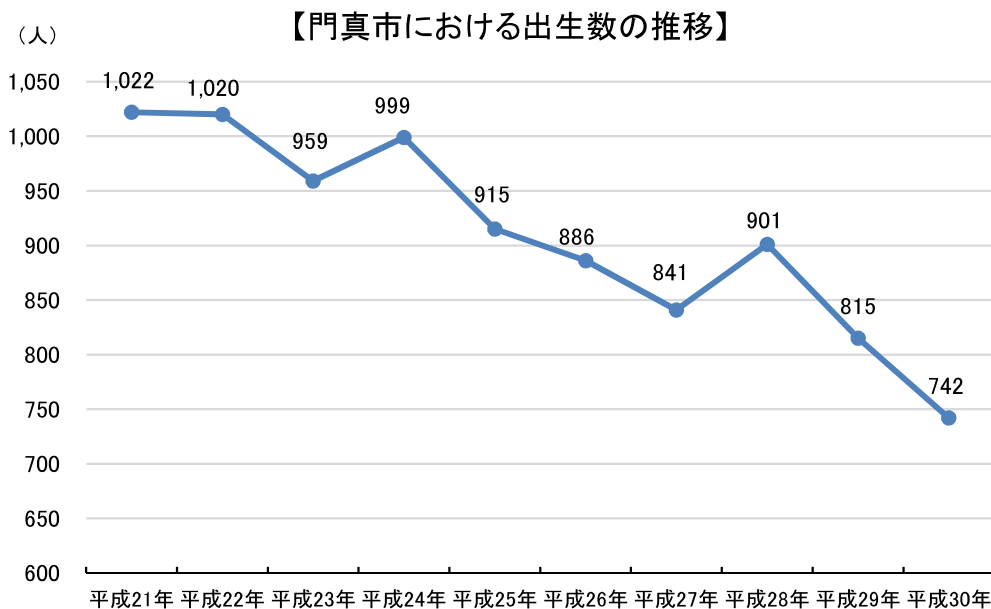
本市では平成5年以降、人口が減少し続けています。

平成27年に「門真市人口ビジョン」を策定するなど、人口減少への対応を進めているところですが、全国的に進む少子化の影響が本市の子どもの数にも表れており、出生数や就学前児童人口が減少しています。

出生数を見ると、平成21年には1,022人が出生していましたが、平成30年には742人にまで減少しています。一時的に出生数が増加している年はあるものの、全体としては減少傾向が続いており、さらに平成28年から平成30年にかけては、出生数の減少が加速している様子が見受けられます。

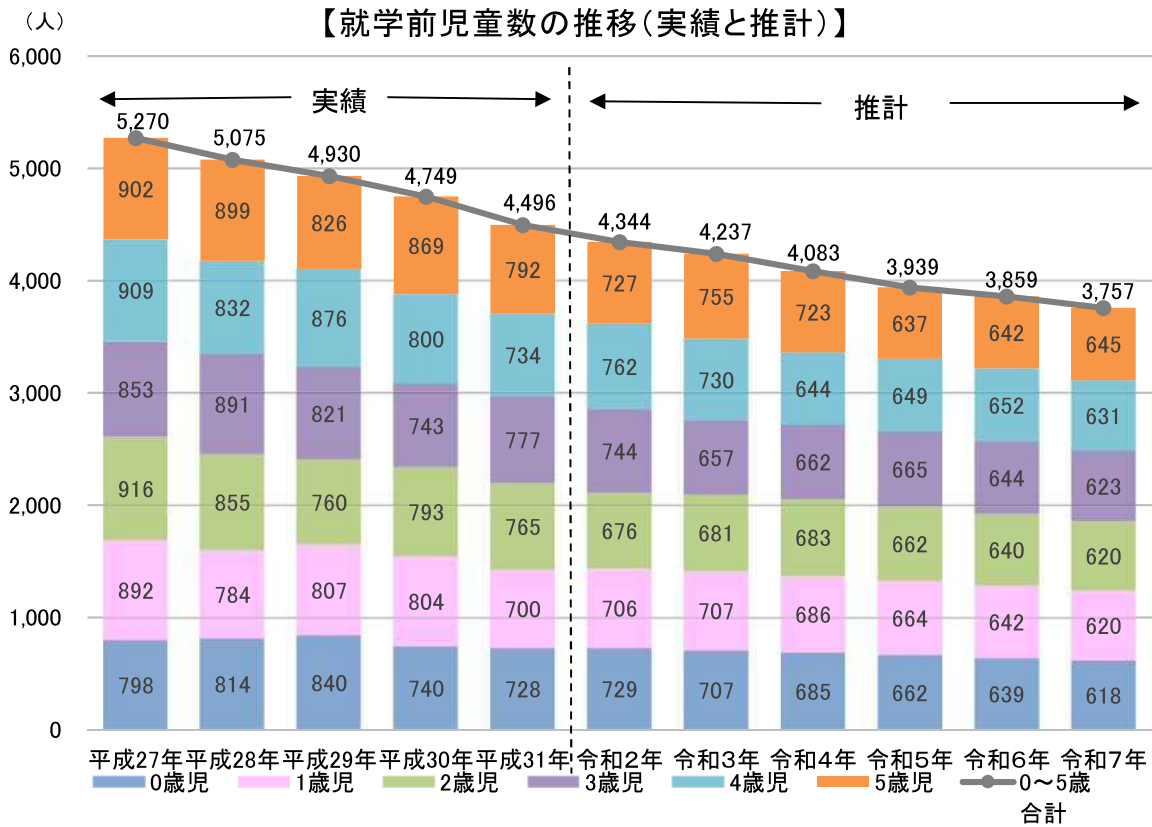
次に、就学前児童人口を見ると、平成27年には5,270人でしたが、平成31年には4,496人となり5年間で774人減少しています。

就学前児童人口はさらに減少し続ける見通しとなっており、今後の動向を推計すると、令和5年には4,000人を下回ると見込まれています。



※ 各年1月～12月の合計値

資料：門真市統計書、管財統計課



※ 各年4月1日時点

※ 令和2年～7年の推計値は平成27年～平成31年の推移をもとにコーホート変化率法で算出

資料：平成27年～平成31年... 住民基本台帳

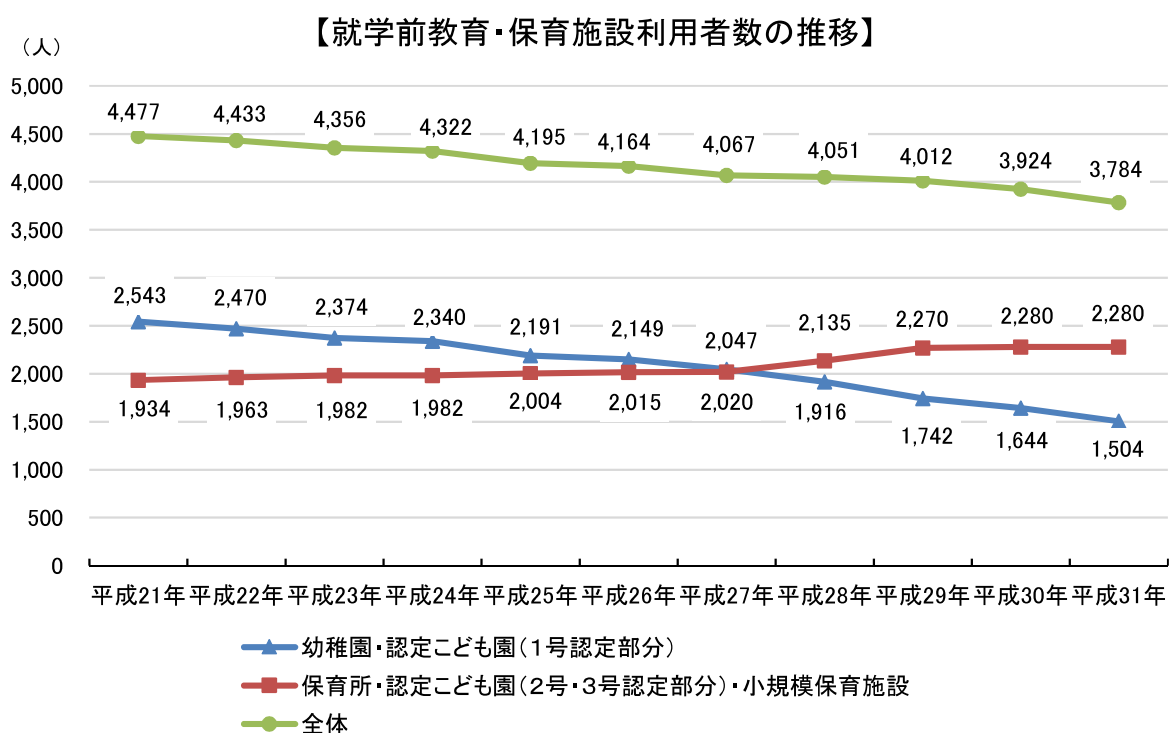
(2) 市内就学前教育・保育施設利用者数の推移

保育所・認定こども園（※2号・3号認定部分）の利用者数は平成21年から平成31年にかけて徐々に増加しており、10年間で346人増加しています。平成27年から平成29年にかけての増加率が比較的高いことから、平成27年以降に保育園、幼稚園から認定こども園への施設形態の移行が進み、2号・3号認定部分の定員が拡充された影響が表れていることが分かります。

一方で、幼稚園・認定こども園（※1号認定部分）の利用者数は減少し続けており、10年間で1,039人減少しています。保育所・認定こども園（2号・3号認定部分）へ利用者が移行していることが主な要因であると考えられますが、保育所・認定こども園（2号・3号認定部分）の利用者数の増加よりも大きく減少していることから、就学前児童人口の減少による影響も受けていると考えられます。

市内の幼稚園においては、定員を縮小した施設があるほか、廃園となった施設もあり、利用者数の減少が施設運営に大きく影響を与えていることが分かります。

※ 教育・保育の認定は1号認定から3号認定までの3区分があります。1号認定（教育標準時間認定）の場合は、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）に通うことができ、2号、3号認定（保育認定）の場合は保育所や認定こども園（保育部分）、小規模保育施設に通うことができます。



※ 幼稚園・認定こども園（1号認定部分）は各年5月1日時点

※ 保育所・認定こども園（2号・3号認定部分）・小規模保育施設は各年4月1日時点

資料：幼稚園・認定こども園（1号認定部分）... 学校基本調査

保育所・認定こども園（2号・3号認定部分）・小規模保育施設... 保育幼稚園課

（3）就学前教育・保育施設の整備状況と待機児童数

本市では、子ども・子育て支援新制度が整備された平成27年時点では2号認定、3号認定において待機児童が発生すると予想されていたことから、待機児童の解消を図るため、平成27年以降、「門真市子ども・子育て支援事業計画」に基づき就学前教育・保育施設の整備を進め、定員規模の拡充に努めてきました。

就学前教育・保育施設数の推移を見ると、平成30年に公立園の南保育園と南幼稚園を砂子みなみこども園へと統合したほか、私立園においても平成27年から平成31年の5年間で7園の保育所と幼稚園が認定こども園へと移行し、認定こども園の数は10園となりました。また、平成27年には1園だった小規模保育施設は平成31年には12園に増加しました。

待機児童数を見ると、平成28年から平成30年までは各年4月1日時点で待機児童が生じていました。また、各年10月1日時点では、平成30年までは100人以上の待機児童が生じていました。しかしながら、平成31年（令和元年）においては4月1日時点、10月1日時点のいずれにおいても待機児童は生じておらず、年度途中に生じる待機児童の解消にも成果が見られています。

待機児童が生じやすい0歳～2歳の定員を拡充するため、小規模保育施設の整備を進めたことや保護者の就労状況やその変化等に関わらず子どもを預けることができる認定こども園への施設形態の移行が進んだこと、また、認可外保育施設の企業主導型保育事業所の普及などが要因であると考えられます。

【市内就学前教育・保育施設数の推移】 (単位:施設)

施設種別		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年 (見込)
公立	保育所	3	3	3	2	2	2
	幼稚園	2	2	2	1	1	1
	認定こども園	0	0	0	1	1	1
私立	保育所	10	8	7	7	6	5
	幼稚園	8	6	6	6	5	5
	認定こども園	3	7	9	9	10	12
	小規模保育施設	1	3	5	8	12	14
合計数		27	29	32	34	37	40

※ 各年4月1日現在の施設数です

【各年4月1日時点待機児童数】 (単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	0	0	0	0	0
1歳	0	5	13	6	0
2歳	0	15	0	0	0
3歳	0	9	3	0	0
4歳	0	2	1	0	0
5歳	0	2	0	1	0
合計	0	33	17	7	0

【各年10月1日時点待機児童数】 (単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	64	107	90	73	0
1歳	38	26	42	30	0
2歳	32	26	0	18	0
3歳	8	17	1	1	0
4歳	6	4	2	0	0
5歳	0	3	0	1	0
合計	148	183	135	123	0

資料：保育幼稚園課

(4) 障がいのある子どもや配慮が必要な子どもの受入状況

公立園と私立園ともに障がいのある子どもや配慮が必要な子どもの受け入れはあるものの、平成31年の1施設あたりの受入人数を見ると、公立園においては、保育所が10.5人、幼稚園が19人、認定こども園が18人と1施設あたり10人以上を受け入れています。私立園においては、保育所が1.5人、幼稚園が7.7人（平成30年時点）、認定こども園が4.2人となっており、1施設あたりの受入人数は公立園が私立園の約3倍の人数であることが分かります。

【就学前教育・保育施設の障がいのある子ども等の受入人数】

(単位:人)

			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
公立	保育所	施設数	3	3	3	2	2
		受入人数	31	36	37	16	21
		1施設あたりの受入人数	10.3	12.0	12.3	8.0	10.5
	幼稚園	施設数	2	2	2	1	1
		受入人数	37	36	38	23	19
		1施設あたりの受入人数	18.5	18.0	19.0	23.0	19.0
	認定こども園	施設数				1	1
		受入人数				13	18
		1施設あたりの受入人数				13.0	18.0
私立	保育所	施設数	10	8	7	7	6
		受入人数	26	11	14	15	9
		1施設あたりの受入人数	2.6	1.4	2.0	2.1	1.5
	幼稚園	施設数	2	3	3	3	
		受入人数	14	18	23	23	
		1施設あたりの受入人数	7.0	6.0	7.7	7.7	
	認定こども園	施設数	3	7	9	9	10
		受入人数	16	33	42	39	42
		1施設あたりの受入人数	5.3	4.7	4.7	4.3	4.2

※ 各年4月1日時点

※ 私立幼稚園は各年5月1日時点。平成31年は未集計のため記載なし

資料：保育所及び認定こども園... 保育幼稚園課

幼稚園... 公立は保育幼稚園課、私立は大阪府

(5) 公立園の現状

平成 31 年 4 月時点で市内の公立園は 4 園あり、その内訳は保育所が 2 園、幼稚園が 1 園、認定こども園が 1 園となっています。

施設の状況を見ると、平成 30 年 4 月に開設した砂子みなみこども園を除くすべての施設が建築から 40 年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいます。また、上野口保育園、大和田幼稚園は耐震性能を確保できていますが、浜町保育園は園舎の状態により耐震工事ができず、現在は仮設園舎で保育を行っています。

園児数を見ると、保育所や認定こども園（2号・3号認定部分）の充足率は高い水準にあるものの、幼稚園や認定こども園（1号認定部分）の充足率は低くなっています。

【各公立園の状況】

園名		建築年 (築年数)	定員	在園児数	充足率	耐震性能
上野口保育園		昭和43年 (51年)	70名	69名	98.6%	あり ※平成30年10月 耐震工事完了
浜町保育園		昭和46年 (48年)	100名	90名	90.0%	なし ※耐震工事実施不可。 平成30年以降、仮設 園舎で保育を実施
大和田幼稚園		昭和52年 (42年)	130名	50名	38.5%	あり ※平成26年9月 耐震診断実施
砂子みなみ こども園	1号認定部分	平成30年 (1年)	70名	19名	27.1%	あり
	2号・3号認定部分		190名	170名	89.5%	

※ 在園児数は平成 31 年 4 月 1 日時点

第 2 章 公立園最適化の必要性

(1) 就学前児童人口の減少

本市では、国道 163 号を境とした南北地域を教育・保育提供区域として設定しています。

教育・保育提供区域とは、市内における就学前教育・保育の提供体制の確保方策を定める際の地理的な単位であり、面積や児童人口に対する教育・保育施

設の数などを考慮して設定しているもので、その区域ごとに市内の就学前教育・保育施設を利用するであろう人数である「量の見込み」を算出し、提供体制を検討します。

令和2年度以降の「量の見込み」を見ると北部地域、南部地域のいずれにおいても年を経るごとに減少し続け、令和6年度には市内の就学前教育・保育施設の定員数を総合計した「提供量」を約850人下回ると推計しています。

このことから、市内の教育・保育施設の運営は今後厳しくなっていくと予想され、公立園においても就学前児童人口の推移や市内教育・保育施設への影響を考慮しつつ、現在の定員規模や施設数を維持することが適正なのか判断する必要があります。

【量の見込みと提供量(北部地域)】

(単位:人)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	661	680	546	651	667	552	636	645	548	621	625	534	624	631	520
提供量	724	731	621	724	731	621	724	731	621	724	731	621	724	731	621
提供量-量の見込み	63	51	75	73	64	69	88	86	73	103	106	87	100	100	101
提供量-量の見込み (合計)	189			206			247			296			301		

【量の見込みと提供量(南部地域)】

(単位:人)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	818	744	478	807	717	474	793	685	460	785	666	444	782	658	426
提供量	1,131	693	593	1,131	693	593	1,131	693	593	1,131	693	593	1,131	693	593
提供量-量の見込み	313	▲ 51	115	324	▲ 24	119	338	8	133	346	27	149	349	35	167
提供量-量の見込み (合計)	377			419			479			522			551		

【量の見込みと提供量(全体)】

(単位:人)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	1,479	1,424	1,024	1,458	1,384	1,026	1,429	1,330	1,008	1,406	1,291	978	1,406	1,289	946
提供量	1,855	1,424	1,214	1,855	1,424	1,214	1,855	1,424	1,214	1,855	1,424	1,214	1,855	1,424	1,214
提供量-量の見込み	376	0	190	397	40	188	426	94	206	449	133	236	449	135	268
提供量-量の見込み (合計)	566			625			726			818			852		

資料：門真市子ども・子育て支援事業計画

(2) 就学前教育施設の利用者数の減少

第1章の「(2) 市内就学前教育・保育施設利用者数の現状」で示したとおり、幼稚園・認定こども園(1号認定部分)の利用者数は平成27年から平成31年

までの間で約 500 人減少しています。一方で保育所・認定こども園（2号・3号認定部分）の利用者数は約 250 人増加しており、子どもをより長時間預けることができる施設への入所を希望する傾向が強くなっていると分かります。

その理由は、就労形態の多様化や女性の社会進出など社会情勢の変化であると考えられ、今後もこの傾向は続くと予想されます。

公立幼稚園である大和田幼稚園においても、平成 31 年 4 月 1 日現在、定員 130 人（4 歳児 60 人、5 歳児 70 人）に対し、在園児が 50 人（4 歳児 21 人、5 歳児 29 人）と定員を大幅に下回っており、在園児がさらに減少すると子ども達が相互に関わり合う中で成長していく集団として適正な規模と言えない状況となるため、社会情勢の変化に合わせ、施設形態の見直しなどの方策を検討していく必要があります。

（3）施設の老朽化と厳しい財政状況

既存の公立園のうち、平成 30 年に整備した砂子みなみこども園を除く 3 園はいずれもが園舎建設から 40 年以上経過しているため、老朽化への対応が必要な状況になりつつあります。とりわけ、浜町保育園においては、園舎の状態により耐震工事ができないことが判明したことから、平成 30 年から仮設園舎での保育を行っており、早急な対応が必要な状況にあります。

一方、本市の財政を見ると、高齢社会への対応による社会保障関係費の増大が確実視されるとともに、将来、発生が予想されている災害に備えるために財政調整基金への積み立てが必要であるにも関わらず、逆に毎年取り崩しをしなければならぬ状況にあるなど、厳しい状況にあり、施設の老朽化への対応を進める必要はあるものの、各園を再整備する費用を確保することは非常に困難な状況にあります。

（4）教育・保育へのニーズや公立園の役割の変化

少子化を始めとする社会情勢の変化は、子どもを取り巻く環境を大きく変化させています。

これまでには、就労形態の多様化や女性の社会進出などにより子どもを預ける施設の需要に変化があったほか、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、家庭や地域の中で子育てに関して相談する機会が減少したことから保護者の不安やストレスを軽減するための取組が必要とされるようになるなどの変化があ

りました。

また、小学校に入学した1年生が集団行動をとれない、授業中に座ってられないなど、学校に馴染めない状態が続く「小1プロブレム」、就学前教育・保育施設において発達障がいや配慮を必要とする子どもが増加傾向にあることなどへの対応が必要とされるなど、教育・保育へのニーズは多様化しています。

これらに対し、国が整備した「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、本市が策定した「門真市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての子育て世帯を対象に、地域ニーズに応じた様々な子育て支援を充実することにより対応してきましたが、近年では、子どもが成長していく中で重要とされる忍耐力や自制心、人と関わる力などである非認知能力の育成に注目が集まっているなど、新たに対応すべき変化も生じています。

公立園が果たすべき役割についても、門真市公立園最適化検討委員会において、子どもたちの育ちや学びの連続性・一貫性を図るためにも、公私や施設形態を問わず就学前教育・保育施設が相互に、また、就学前教育・保育施設と小学校が積極的に交流していくことが必要であることから、すべての施設が他施設との交流に取り組みやすい環境を築いていくことが提言されるなど、求められる役割に変化が見られます。

このように新たな教育・保育ニーズや公立園の役割の変化にも対応していくことが求められています。

第3章 基本方針

門真の将来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境を実現するため、前章で示した公立園最適化の必要性及び門真市公立園最適化検討委員会より提出された答申の趣旨等を踏まえ、今後の方針を次のとおり定めます。

(1) 公立園を南北に分かれた教育・保育提供区域に各1園へと再編

本市では、近年、待機児童の解消を喫緊の課題として、民間の認定こども園や小規模保育施設の新規開設などの整備を進めるとともに、公立園においても安全・安心な教育・保育環境を継続して提供できるよう、園舎の耐震性能の確保に取り組むなど、教育・保育提供区域においてニーズ量に合わせた提供を図ってきました。

しかし、市内の就学前児童人口は減少し続けており、今後もその傾向が続くと見込まれることから、今後、公立園、私立園のいずれにおいても運営への影響が大きくなると予想されるため、将来の就学前児童人口等を勘案したうえで、適切な施設数へと公立園の再編を進めます。

基本的な方向性としては当面、国道 163 号を境として南北地域に分かれる教育・保育提供区域の各区域に 1 園の公立園の配置を目指すものとし、北部地域においては、上野口保育園、浜町保育園、大和田幼稚園の 3 園を統廃合することで、将来的に 1 園の公立園とします。

南部地域においては、配置している公立園が平成 30 年 4 月に開設した砂子みなみこども園の 1 園のみであり、老朽化等の問題も生じていないため、再編は行いません。

【門真市全域における公立園の配置と再編(案)】



【浜町保育園への対応】

浜町保育園においても耐震工事を行うため、平成30年3月から工事が終わる平成31年3月までを設置期間とした仮設園舎において、平成30年7月以降保育を実施し、耐震工事が完了次第、再度本園舎で保育を行う予定でした。

しかしその後、園舎の状態により耐震工事ができないことが判明したことから、仮設園舎の設置期間を見直し、仮設園舎での保育を継続しながら、本園舎の耐震工事に代わる方策について、直営や民営化を含めあらゆる方向性の検討を行ってきました。

一方で、今後、数年間で市内の教育・保育施設を利用する子どもの人数が総定員数を大幅に下回ると推計されており、各施設の運営が厳しくなると予想されることや、本市の厳しい財政状況等を総合的に勘案すると新たな園舎の整備は困難であることから、浜町保育園を廃園するものです。

【上野口保育園・大和田幼稚園への対応】

大和田幼稚園では、在園児が定員数を大幅に下回っており、在園児がさらに減少すると子どもたちが多様な人間関係を築き、相手の思いをくみ取ろうとする力や多様な人間関係を築くためのコミュニケーション能力など、多くの子ども達が触れ合う中で育まれる力を育成するうえで望ましいとされる規模の維持が難しくなります。また、上野口保育園と大和田幼稚園の園舎を見ると、耐震性能は確保されており、施設の状態は浜町保育園ほどに喫緊の対応が必要なものではありませんが、老朽化が進んでいることから、子ども達が健やかに育ち、発達に応じた豊かな感性を養うとともに、安全・安心な保育が行えるよう将来的に建替を行う等の対応を検討しなければなりません。

教育・保育を提供するうえで望ましい規模の維持、社会情勢の変化により生じている施設の需要の変化、施設の老朽化などへの対応を進めるため、上野口保育園、大和田幼稚園を統合し、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労形態やその変化等によらず子どもを受け入れることができる認定こども園として再整備します。

【再編に際して留意すべき事項】

公立園の再編にあたっては、児童に安全・安心な生活環境を提供することを第一に考えるものとし、再編による教育・保育環境の変化による児童や保護者への影響が最小限となるよう、十分配慮するものとします。

また、今後の具体的な計画を示すため、「(仮称) 門真市公立園最適化基本計画」を策定します。

(2) 市全体の教育・保育の質の向上を図るため、職員の専門的資質等を育成

市全体の教育・保育の質の向上を図るためには、市内のすべての就学前教育・保育施設が育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を実践する必要があります。

本市がめざす子ども像を定めた「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」をすべての就学前教育・保育施設に共有するためにも、公立園の職員一人ひとりが教育・保育の推進にかかる専門的資質や能力の向上に取り組むことでコーディネーターとなる資質を持ち、中心となって市内各園の教育・保育の公開、研究会、研修会を実施していくことでカリキュラムのさらなる浸透を図ります。

(3) 子育て世帯の負担軽減を図る地域子育て支援を実施

従来は公立園が子育て支援拠点としての役割を担っていましたが、教育・保育提供区域に1箇所ずつ地域子育て支援拠点を設置していること、認定こども園においては地域子育て支援の取組が義務化されていることなどから、公立園のみが地域子育て支援を実施する施設であるとは言えなくなっています。

しかし、市の子育て支援施策の周知や支援を必要とする保護者を関係機関につなぐ窓口となるなど、子育て世帯の負担軽減を図る役割は依然として公立園に求められるものです。また、昨今、子どもの非認知能力を育成するためには、乳幼児期における家庭の教育力向上が重要とされています。

今後も、地域の親子が交流や相談をする場の確保、子育て支援施策の発信に継続して取り組むほか、家庭の教育力向上に向けた情報を提供していくなど、子育て世帯の負担軽減や子どもの健全育成に取り組んでいきます。

(4) 市全体で障がいのある子ども等をより受け入れやすい体制を構築

障がいのある子どもの受入については、現在、1施設あたりの受入人数が多いことなどから公立園がセーフティネットの役割を果たしていると言えます。

その役割は継続して担っていく必要があるものの、近年、発達障がいやその傾向が認められる子どもが増えているといわれる中、公立園における受入体制を整えているだけでは、市全体において障がいのあるなしに関わらず、「ともに学び・ともに育つ」ことを大切にした教育・保育が充実しているとは言えません。

私立園においても障がいのある子どもをより受け入れやすい体制が構築され

るよう、各施設の負担を軽減する方策の検討や公立園が主体となった研究会・研修会に取り組むほか、様々な関係機関との連携を進めることで総合的な支援を行う体制を築いていきます。

(5) 市内各施設の交流を促進

これまでは多様化する保護者の教育・保育ニーズに応えるため、各施設の工夫により教育・保育の質の向上が図られてきました。しかし、近年、施設ごとの取組や保育所や幼稚園などと小学校の指導方法の差異により「小1プロブレム」などの課題も生じており、児童の発達や学びの連続性の確保が求められています。

そのためには、保育所、幼稚園などと小学校が相互に交流し、互いの取組や指導方法の理解を進めることが重要ですが、交流への取組は様々であり、すべての施設が積極的に交流を進めているわけではありません。

公立園が先んじて様々な施設との交流を深めることで、地域の交流の核となり、総合的な教育・保育や小学校への円滑な接続を行うための合同研修を実施していくほか、保育所、幼稚園などと小学校が情報交換や課題を検討する機会を設けるなど、すべての施設が積極的な交流に向けた取組を進めやすい環境を築きます。

むすびに

本市では、保護者の経済的負担の軽減、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の充実・強化などに取り組み、子育てしやすい環境づくりを推進してきました。

本方針はその中でも、社会情勢の変化等による教育・保育の需給動向や多様化するニーズに対する公立園のあり方に焦点を当て、その方向性を示したものです。

今後、本方針に基づき、公立園の配置の見直しや役割を果たすために尽力し、市全体の就学前教育・保育及び子育て支援のより一層の充実・発展を図ります。

市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所の位置図 (令和2年2月現在)

参考資料

